

校 訓

自主 協調 奉仕

校 章



本校の校章の中心部は加中の2文字を組み合わせたもので、下の白いラインは、東海市の「とう」を表わしている。

本校の目指す生徒像

- ◎ 自ら考え、正しい判断をし、実行する生徒
- ◎ 集団の一員として他を思いやり、よりよく生きようとする生徒
- ◎ 他のことを考え、自ら進んで奉仕する生徒

(注) ※前奏は*より2小節

校歌歌詞

加木屋中学校選定
久野保佑補作

一、すがすがと 朝の光の
みなぎりて 空は明けゆく
輝ける 若き姿よ
うち深く さとき智こころを
さとき智を 窮め続けむ

二、さわやかに 丘の緑の
崩えそめて 希望のぞみ広がる
大いなる 若き力よ
健やかに 強き意こころを
強き意を 錬え続けむ

三、さえざえと 水の流れの
はぐくみて 時代ときはめぐれり
豊かなる 若き生命いのちよ
たくましく 清き情こころを
清き情を 求め続けむ

お、加木屋中学 われらが母校

<日 課 表>

50分授業の場合

読書タイム	8 : 2 0	~	8 : 3 0
S T	8 : 3 0	~	8 : 4 0
1 時間目	8 : 5 0	~	9 : 4 0
2 時間目	9 : 5 0	~	1 0 : 4 0
3 時間目	1 0 : 5 0	~	1 1 : 4 0
4 時間目	1 1 : 5 0	~	1 2 : 4 0
給 食	1 2 : 4 0	~	1 3 : 2 5
5 時間目	1 3 : 4 0	~	1 4 : 3 0
6 時間目	1 4 : 4 0	~	1 5 : 3 0
清 掃	1 5 : 3 0	~	1 5 : 5 0
S T	1 5 : 5 0	~	1 6 : 0 0

45分授業の場合

読書タイム	8 : 2 0	~	8 : 3 0
S T	8 : 3 0	~	8 : 4 0
1 時間目	8 : 5 0	~	9 : 3 5
2 時間目	9 : 4 5	~	1 0 : 3 0
3 時間目	1 0 : 4 0	~	1 1 : 2 5
4 時間目	1 1 : 3 5	~	1 2 : 2 0
給 食	1 2 : 2 0	~	1 3 : 0 5
5 時間目	1 3 : 2 0	~	1 4 : 0 5
6 時間目	1 4 : 1 5	~	1 5 : 0 0
清 掃	1 5 : 0 0	~	1 5 : 2 0
S T	1 5 : 2 0	~	1 5 : 3 0

生徒心得

加木屋中学校の生徒であることを自覚し、お互いが公衆道徳や規律を守り、人に迷惑をかけぬようにし、常に礼儀正しく、秩序ある行動をとり、明朗で、健全な生活を送るよう心がけましょう。

1 礼 儀

進んであいさつをしよう。

2 服 装

正しい服装、清潔な身なりをする。

3 所持品

- (1) 持ち物には記名をする。
- (2) 常に身分証明書を所持する。
- (3) 不要物の持ち込みを禁止する。

4 登 下 校

- (1) 7：55前には登校しない。
- (2) 8：15までに教室へ入室し、8：20読書を開始する。
- (3) 授業後、部活動などで残る場合も、次の時刻までに下校する。

4 月 17：30	10 月 16：45
5 月 17：30	11 月 16：30
6 月 17：30	12 月 16：30
7 月 17：30	1 月 16：30
夏休み 16：45	2 月 16：45
9 月 16：45	3 月 16：45

※行事等によって変更する場合もある。

5 校具・備品・施設の使用

- (1) 校具・備品・施設を大切に取り扱い、紛失、破損した場合は、担任の先生に申し出る。

6 願・届出

- (1) 欠席・遅刻・早退などのときは必ずeメッセージまたは電話で担任の先生に届け出る。

忌引日数表

血 族	父 母 7日	姻 族	義兄・義姉 1日
	祖 父 母 3日		おじ おば 1日
	兄妹 姉妹 3日		
	曾 祖 父 母 1日		
	おじ おば 1日		

(※葬儀のための往復の旅行日数は加算できる)

- (2) 通学証明書、生徒旅客運賃割引証は身分証明書を添え、所定の申込書に記入のうえ申し込む。
- (3) 在学証明書、成績証明書などは担任の先生を通じて申し込む。
- (4) 住所変更、又は家族に変動があった場合は直ちに担任の先生に申し出る。

7 その他

- (1) 不審者を見かけたら、警察や学校へ連絡する。
- (2) 校外生活においても、中学生らしさを保った行動を心がける。

服装規定

1 通学時の服装

(1) 詰襟の学生服

① 上衣

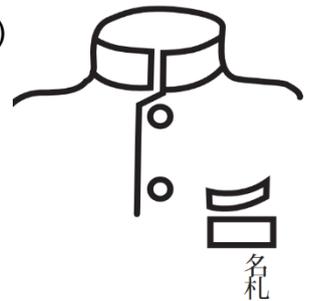
- ・ 詰襟の学生服 黒
- ・ 気候に合わせ、夏服・冬服を選択する。
- ・ 白無地の開襟シャツ・カッターシャツ・ポロシャツ。
- ・ ポロシャツは白、黒、紺、茶、灰の単色で、無地又はワンポイントを着用する。ただし、式時は白を着用する。
- ・ インナーは外に透けない色の無地又はワンポイントを着用する。

② スラックス

- ・ 黒の長スラックス（すそ巾とひざ巾が同じであること）
- ・ 派手でないベルトを着用する。（色は黒・紺）

③ 名札のつけ方（右図参照）

名 札…左胸ポケット上



(2) セーラー服・スカート

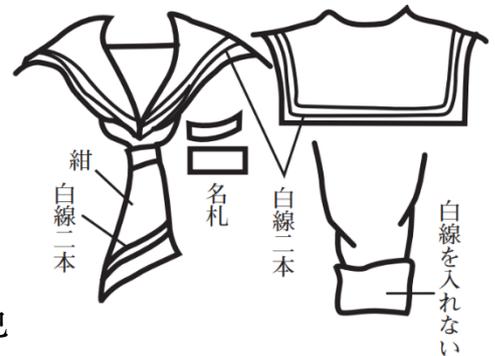
① 上衣

(ア) 冬服

- ・ セーラー服 濃紺色
襟に白線2本、胸あてをつける。
ネクタイは紺地で白線2本。

(イ) 夏服

- ・ セーラー服 白無地 襟は濃紺色
ネクタイは紺地で白線2本。



(ウ) インナー

- ・インナーは外に透けない色の無地又はワンポイントを着用する。

② スカート

- ・濃紺色のもの。
- ・ひざが隠れる長さ。
- ・ベルトを着用する場合は、紺で無地のものとする。

③ 名 札…左胸ポケット上

(3) ブレザー・スラックス・スカート・キュロット

① 上 衣

- ・濃紺色のもの。
- ・気候に合わせて、ブレザーの着脱をする。
- ・白無地の開襟シャツ・カッターシャツ・ポロシャツ。
- ・ポロシャツは白、黒、紺、茶、灰の単色で、無地又はワンポイントを着用する。ただし、式時は白を着用する。
- ・インナーは外に透けない色の無地又はワンポイントを着用する。

② ズボン・スカート・キュロット

- ・グレーのもの
- ・派手でないベルトを着用する。(色は黒・紺)

※制服の組み合わせ

上 下	詰襟学生服	セーラー服	ブレザー 【ジャケット】	カッターシャツ (長袖・半袖)	ポロシャツ (長袖・半袖)
詰襟スラックス	○	×	×	○	○
セーラー服スカート	×	○	×	×	○
ブレザーズラックス	×	×	○	○	○
ブレザーズスカート (キュロット)	×	×	○	○	○

(4) 靴 下

- ・白、黒、紺、茶、灰を基調とする。(ルーズソックスは不可)
- ・ワンポイントまたはワンラインも可とする。
- ・タイツやレギンス、ストッキングの着用も可とする。色は白、黒、紺、茶、灰、ベージュの無地。

(5) 靴

- ・白、黒が基調の運動靴で華美でないものを使用する。
- ・白、黒の会社名やロゴマークも可とする。

(6) 防寒具 (色の指定がないものは華美でないものとする)

- ・手袋、マフラー (ネックウォーマー) の使用については、可とする。
- ・コートの使用については白・黒・紺・茶・灰・ベージュの無地のものとする。

※部活動のウインドブレーカーや軍手も、防寒具として使用してよい。

登下校時

- ・カッターシャツの上に、Vネックやクルーネックのカーディガン、ベスト、セーターを着用しても良い。
- ※カーディガン、ベスト、セーターを着用するときは、必ず上からブレザー、詰襟学生服を着用する。
- ・色は白、黒、紺、茶、灰、ベージュの無地又はワンポイントのもので、編み込み模様のないものを着用する。
- ・教室内でひざ掛けを使用してもよい。無地（ワンポイント可）で色は黒、白、紺、茶、灰、ベージュはよい。（期間は特になし）

(7) かばん

- ・かばんは指定のリュックサック、スリーウェイバッグを基本とし、加中バッグ、ナップサックは補助かばんとする。
- （式日は加中バッグ、ナップサックでの登校を可とする）

(8) 頭 髪

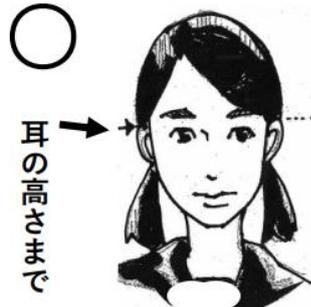
〈清楚で活動的な髪型にする。〉

- ・パーマ脱色等の人工加工をしたり、整髪料を使用したりしない。人工加工にはむやみにドライヤー等で形をつけることも含む。
- ゴム・ヘアピンの使用は黒・紺・茶色のものとする。

(9) その他（詳細等）

- ・ピアス・マニキュア等、装飾品は身につけない。
- ・制汗スプレー、リップクリーム等は無色・無香料のもののみ可とする。制汗シートは使用しない。
- ・日焼け止めは無香料のもののみ可とする。
- ・5～10月はクールビズ期間とする。

(10) 式日の髪型について



- ・前髪は目にかからないようにする。
- ・肩より長い髪は、しばる。

冬服身だしなみ規定

防寒具

- ・基本的に防寒着は登下校、またはエアコンのない特別教室のみとする。
→特別教室の場合も、各担当の先生の指示に従う。
- ・登校時は教室で脱ぎ、下校時は帰りのS T後、教室で着用する。昇降口での着脱はしない。
- ・職員室に入るときは、防寒着を脱ぐ。
- ・掃除の時間の防寒着の着用は認めるが、掃除開始時間に遅れないようにする。

制服

- ・インナーはセーラー服の胸当てやカッターシャツの第一ボタンを閉めた時に、出ないものとする。
- ・男子のホックは開けていてもよい（苦しいため）が、式、テストなどは閉める。

その他

- ・カイロの使用は認めるが、学校では絶対に捨てない。授業時も絶対外に出さない。
- ・ウィンドブレーカーは、エアコンのついている教室での授業中には着用しない。

令和7年度 加中生としての心得

身だしなみ

- ①名札、身分証明書、ハンカチ、ティッシュを常に所持する。
- ②服装規定は学校ホームページ「令和7年度生徒手帳」に準ずる。
- ③登校する場合は、制服またはジャージを着用する。
- ④学習に関係のない「不要物」は持ってこない。

(お金、携帯電話、ゲーム類、お菓子、漫画、プリクラ、キーホルダーなど)

登下校

- ①朝は7時5分より前に門をくぐらない。職員室へは8時00分以降に入室する。
- ②8時15分までに入室し、8時20分に読書開始する。
- ③登下校には、リュックサック・3ウェイバッグを基本とし、黄色ナップ・加中バッグは補助として使用する。紙袋やビニール袋を出した状態では持ってこない。
- ④自転車通学生は、必ずヘルメットを着用し、ひもをしっかりとめる。
- ⑤登下校は交通ルールを守り、必ず通学路を通る。
- ⑥下校完了時間までに必ず門から出て、速やかに下校する。
- ⑦下校後、再登校する場合や休日に登校する場合は、制服またはジャージを着用する。

る。

- ⑧名札は外して登下校することが望ましい。

欠席・遅刻
連絡等

- ①欠席連絡(電話またはeメッセージ)は、保護者が行う。
- ②遅刻をしたときは、職員室で登校したことを報告する。
- ③事前に遅刻・早退・体育の見学などが分かっているときは必ず電話またはeメッセージで連絡を入れる。

ST

- ①「日直の仕事」「朝のST・帰りのST」は協力してしっかり行う。
- ②背面黒板は、毎日しっかり書く。教科担任へ保健室での休養等の連絡を忘れない。

インターホン
する。

- ①病人やけが人の発生、けんか等で危険な場合のみ近くにいる三役が職員室へ連絡をす

- ②電話に対応するのは原則三役とするが、三役がいない場合は近くの生徒が出ることとする。

授業

- ①教室の机の横には、タブレット、水筒以外物をかけない。緊急避難時の妨げにならないように。
(かばん、ナップ、体育館シューズ、防寒着などは全てロッカーの中に入れる。)
- ②チャイムと同時に授業を開始する。そのための準備を放課中にしておく。
- ③授業始め・終わりの合図は、級長が責任をもって行う。(椅子をしまう。)
- ④黒板は、授業が終わったら、次の授業までにきれいに消す。
- ⑤体育の着替えは、指定された場所でのみとする。
- ⑥テストの時は、不正行為は絶対にしない。
- ⑦学校、教室に置いていく物は学年で決められた位置に置く。
- ⑧次の日に授業がある教科の物はロッカーに置いていってもよい。ただし、次の日の朝にそれらは机の中に移動する。自分のロッカーは整理整頓し、ロッカーからカバンや荷物を出さない。

放課

- ①先生の許可なく「他学年のエリア」「他の学級の教室」に行かない。
(用事のある場合は、先生に申し出てから行くこと。)

給食

- ①給食当番は、正しい身なりで、効率よく行う。
(マスク・白衣・帽子を必ず身につけ、協力して行う。)
- ②当番以外の生徒は、速やかに手洗い、消毒を済ませ、静かに着席して待つ。
(必ずトレイを使用する)

清掃

- ①清掃場所へ速やかに移動する。
- ②各自の仕事分担を明確にしておき、チャイムまで清掃する。

校則の改廃

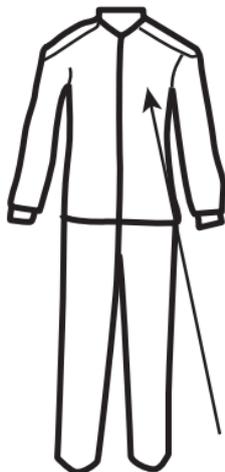
- 1 生徒一人一人に自立的で責任ある判断力を身につけるため、話し合いながら校則の改廃を進めていく。
- 2 校則に不都合なことや問題となることが生じたときは、学級・学年生徒会で十分討議するとともに、職員会議やPTAと連携しながら改訂することができる。

体育時の服装

(1) 運動服装



- ・半袖シャツ（白）
- ・ハーフパンツ
- ・校名ロゴ
- ・氏名(刺繍)・白布でも可



- ・加中ジャージ
- 男女共通…紺・白ライン
- ※中には半袖シャツ（白）を着用すること
- ・氏名(刺繍)・白布でも可

- (2) 体育の見学は体操服又はジャージで行うことを原則とする。

自転車・バス・電車通学規定

- 1 自転車、バス、電車通学ができる生徒は次の各項に該当し、許可願を提出して許可された者に限る。ただし、特別の事情のある場合は申し出る。

自転車、バス、電車通学許可区域（学校より 2 km圏外）

**丸根、小家の脇、冬至池、陀々法師。
北鹿持及び南鹿持のうち、石塚（交差点）
－加木屋南市民館を結ぶ道路より遠い区域。**

- 2 以下の条件を満たした自転車は、車体後部に許可シールをはり、通学用自転車として使用すること。

- (1) 体に合い、通学に適した自転車。
- (2) ドロップハンドル、セミドロップハンドル、カマキリハンドルでないこと。
- (3) 前かご、荷台、両足スタンドのあるもの。
- (4) ベル、ブレーキ、錠、反射鏡（テープ）を完備したもの。
- (5) 防犯登録をすること。

- 3 自転車通学生徒は安全に努め、特に次の規則を守ること。

- (1) ヘルメットを着用する。
- (2) 自転車通学者用通学路を通ること。
- (3) スピードの出しすぎ、二人乗り等危険な乗り方をしない。
- (4) 一時停止の標識のあるところや交差点では、必ず止まり、横断歩道では、必ず自転車から降りて、引いて渡る。
- (5) 前後の間隔をとって1列で通る。
- (6) 自転車置場では、自転車を整とんし、かぎをかける。
- (7) 安全のため荷物は荷台に積むこと。

- 4 上記2・3項に違反した場合は、即刻、自転車通学者安全確認届を提出する。なお、重ねて違反し、自転車通学に適しないと判断された者は、自転車通学停止、又は禁止とする。
- 5 自転車通学者は、保険に加入する。

交 通 安 全

- 1 登下校
 - 決められた通学路を通り、寄り道をせずすみやかに帰宅する。
 - 歩行者は右端を2列以内で通る。雨天時に傘をさしたり、細い道を通ったりする場合は臨機応変に1列で通る。
- 2 道路や踏切の横断
 - 左右の安全を確認する。
 - 信号機や手信号に忠実に従って横断する。
 - 踏切の手前で音が鳴り出したら止まり安全に心がける。
- 3 自転車の乗り方
 - ヘルメットを着用しアゴひもをしめる。
 - 道路の左端を1列で通る。
 - 手離し運転、二人乗り、スピードの出しすぎなど危険な乗り方はしない。
 - 一時停止の標識のあるところや交差点では、必ず止まる。
 - 原則、歩行者に注意して、歩道を通行する。
 - 帰宅後は、携帯電話を使用しながらの運転、イヤホンをつけての運転はしない。
- 4 公共交通機関を利用する場合、マナーを守る。
 - 並んで乗り降りし、後ろから押さないようにする。
 - 公共交通機関の中では他人の迷惑にならないよう心がける。

図 書 室 規 定

- 1 授業日には昼放課に開放する。
- 2 室内閲覧の方法は次のとおりとする。
 - (1) 開放時には自由に閲覧できる。
 - (2) 閲覧の場所は図書室内を原則とする。
- 3 貸し出しは次のとおりとする。
 - (1) 生徒への貸出、返却は昼放課とする。
 - (2) 1人2冊を原則とし、貸出期間は1週間とする。

例 4月10日（火）貸出日
↓
4月17日（火）返却期限日
 - (3) 借りたい本を受付に提出して、図書委員にバーコードリーダーで読み取ってもらい、本を受け取る。
 - (4) 返却する本を受付に提出して、図書委員にバーコードリーダーで読み取ってもらい、本を受け取る。本を所定の位置に返却する。
 - (5) 禁帯出（辞典・年鑑・雑誌）の本は原則として貸出はしない。又上記以外の本でもバーコードがはってない本は貸し出ししない。
- 4 図書室利用の心得は次のとおりとする。
 - (1) 図書は大切に扱うように心がける。
 - (2) 室内では他人に迷惑をかけないようにし、静かに読書したり調べものをしたりする。
 - (3) 図書紛失又は破損した者は、図書室担当の教師に申し出て指示に従う。

2025年度 警報発令時の生徒の 対応等について

1 「暴風警報・暴風雪警報」が愛知県全域又は愛知県西部・知多地域又は東海市に発表された場合

(1) 登校前

ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を実施する。

イ 午前6時30分以降に警報が解除された場合は、当日の授業は中止する。(午前6時30分を含む)

※ 上記アの場合でも、道路の冠水や橋の破損・積雪等により通学路が危険な状況であり、登校が危険だと保護者が判断する場合は、登校を見合わせる。その場合、学校に速やかに連絡する。

(2) 登校後（生徒がいる場合の学校側の対応）

ア 安全に帰宅できると認めた場合には、速やかに下校させる。

イ 帰宅が困難と認めた場合は、安全が確保されるまで校内の安全な場所に待機させる。

※ 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、今後、暴風警報・暴風雪警報発表の可能性が高い場合は授業を中止し、速やかに下校させることがある。

2 「特別警報」が愛知県全域又は愛知県西部・知多地域又は東海市に発表された場合

(1) 登校前

ア 登校しない。

イ 特別警報解除後も学校から連絡があるまでは登校しない。

(2) 登校後（生徒がいる場合の学校側の対応）

ア すぐに授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。

イ 校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。

3 「暴風警報・暴風雪警報」「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合

注意報や警報等の気象情報を把握するとともに気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、臨時休業や授業を中止することがある。

4 「大雨警報・大雪警報」「洪水警報」が愛知県全域又は愛知県西部・知多地域又は東海市に発表された場合（「大雨警報・大雪警報」「洪水警報」のみの発表では、休校にならない。）

(1) 登校前

道路の冠水や橋の破損・積雪等により通学路が危険な状況であり、登校が危険だと保護者が判断する場合は、登校を見合わせる。その場合、学校に速やかに連絡する。その後、安全が確認できれば登校させる。

(2) 登校後（生徒がいる場合の学校側の対応）

ア 今後の気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校させることがある。

イ 下校が危険だと判断した場合や、今後速やかに回復に向かうと判断した場合は、校内の安全な場所に待機させる。

5 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

(1) 登校前

- ア 自宅待機とし、学校から連絡があるまでの間、臨時休業とする。
 - (2) 登校後（生徒がいる場合の学校側の対応）
 - ア すべての教育活動を打ち切り、あらかじめ定められた方法で帰宅させる。
 - イ 翌日以降は、学校から連絡があるまでの間、臨時休業とする。
 - (3) 登下校中
 - ア あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅させる。
 - (4) 修学旅行等の学校行事や部活動の大会等への参加時
 - ア 出発前や解散後に発表された時には、状況に応じて上記～の措置を講じる。
 - イ 出発後に発表された時には、直ちに情報を集めて対処する。
- ※ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、上記1の(1)「暴風警報・暴風雪警報」等の場合と同じ。

6 暴風・暴風雪等における学校給食の取り扱い

- (1) 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、「暴風警報・暴風雪警報」発表の可能性が高い場合は、2日前及び前日の正午ごろに給食の中止を決定し、生徒を通じてその旨が家庭に連絡される。したがって、当日の給食はないので、授業を行うことが可能となった時は必要に応じて弁当等を持参させる。
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、給食は実施されない。

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 この生徒会は加木屋中学校生徒会という。

第2章 目 的

第2条 この生徒会は先生の指導や助言を受けて積極的な自治活動を行い、生徒自身の生活の向上を図り、よい校風を打ち立て、民主的な立派な社会人になることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 この会の会員は加木屋中学校の全生徒とする。(先生は顧問とする)

第4章 生徒議会

第4条 生徒議会は学級から選ばれた男女各1名の代議員と、各委員会の委員長、生徒会役員で組織する。

第5条 議会は生徒会の目的を達成するために、学校の行事に対する協力の仕方や学級での話し合いの伝達、いろいろな生徒活動の調整、その他必要と認めた活動の方針を決議し、学校全体に知らせる。

第6条 議会の成立は代議員の半数の出席を必要とする。

第7条 決議は出席代議員の過半数とし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第8条 議会は生徒会役員の中より議長を選出し、議会運営の任に当たる。

第9条

- 1 議会は月1回開くのを原則とする。
- 2 会長は必要と認めたとき、臨時に招集できる。
- 3 全会員の3分の1以上の要求があれば、議長は議会を招集しなければならない。

第10条 代議員の任期は第6章第15条の生徒会役員の任期と同期間とする。

第5章 生徒総会

第11条 生徒総会は全会員によって構成し、この会の最高決議機関である。

第12条 議会が必要と認めたとき、及び会員の4分の1以上の要求があるときは、会長は総会を開かなければならない。

第6章 役員

第13条 生徒会の役員は会長1名、その他役員6名とする。

第14条 役員は3月中旬及び9月中旬に、全会員の直接選挙によって選出する。立候補者のない場合は代議員及び役員のうちから互選により決定する。

第15条 役員の任期は半年間とし、次の2期に分ける。前期を4月当初より10月末日までとし、後期を11月当初より翌年3月の年度末までとする。

第16条 会長がその資格を失ったときは、その他役員から互選により会長を決定する。

第17条 役員の任務は次のとおりとする。

会 長 生徒会を代表し、議会を招集し、その議事をつかさどる。

その他役員 会長を助け、会長に事故があるときはこれに代わる。
また、文書や記録の事務を扱う。

第7章 執行部

第18条 執行部は生徒会の役員によって構成される。

第19条 執行部会は毎週適時に開くこととする。

第20条 執行部の任務は次のとおりとする。

- (1) 各委員会で立てた事業計画を検討し、議会に提出する議案を

整理する。

(2) 年間計画・学期計画を作る。

(3) 生徒議会に提出する報告書を作る。

第21条 執行部で計画したことは議会にかけ、議決されなければ実施されない。

第8章 特別委員会

第22条 この生徒会には必要があると認めるとき、議会の決議によって特別委員会を置くことができる。

第9章 最高決定権

第23条 校長は生徒会のいかなる決議に対しても最高決定権を有する。よって、議案は職員会議において承認を得る。

第10章 修正および追加

第24条 生徒会会則の修正は文書で執行部に提出し、代議員の過半数以上の賛成で承認され、全会員の3分の2以上の賛成があれば成立する。

生徒会選挙規定

第1条 この規定は、東海市立加木屋中学校生徒会役員選挙の時に適用する。

第2条 この選挙を行うために、選挙管理委員会を設ける。

1. 各学級から、選挙管理委員を男女に関わらず2名選ぶ。
2. 選挙管理委員の中から、委員長・副委員長各1名を決める。
3. 選挙管理委員は、署名をすることができない。

第3条 選挙権は、全生徒（会員）がもつ。

第4条 選挙によって決められる役員は次の者とし、任期は半年間とする。詳しくは生徒手帳の生徒会会則第6章に記述してある。

1. 会 長 1名
2. その他役員 6名

第5条 この選挙に立候補できるのは、会員の中から推薦責任者を含む15名の署名を受けた者とする。ただし、会員は同じ役職の立候補者への署名を複数することはできない。立候補者は、推薦責任者とともに、所定の用紙で届出をする。また、立候補者が役員の定員を満たしていない場合は、立候補者受付期間後5日間を再募集期間とする。再募集をしても定員に満たない場合、後日補欠選挙を行う。また、後日行った補欠選挙でも定員に満たない場合は、代議員及び役員の中から互選により決定する。

ただし、3月中旬に行われる選挙については、卒業式後に行われるため、推薦責任者及び署名の対象から3年生を除くこととする。

第6条 選挙期間は、原則として次のように定める。

1. 選挙管理委員会設置 (投票日の約1か月半前)
2. 選挙公示 (投票日の約1か月前)
3. 立候補者受付期間 (公示後)

4. 選挙運動期間 (届出後～投票日の朝までの約2週間)
5. 昼の放送による演説 (投票日の約1週間前～)
6. 立会演説会・投票

第7条 選挙運動については、次のように定める。

1. ポスター

- 所定の用紙(前期:2枚、後期:3枚まで)に書き、昇降口に掲示する。
- 1枚のポスターには、立候補者1名についてのみ書く。
- ポスターには、役職・名前・キャッチフレーズを必ず入れる。

2. 昼の放送による演説

- 立候補者及び推薦責任者は、第6条5より、校内放送で立候補理由及び推薦理由を発表することができる。

3. 選挙運動

- 選挙運動は、決められた期間内の登校時間(7:55～8:10)に正門または東門で行うこととする。
- 立候補者と推薦責任者の2名以内で行うことを原則とする。
- 学校外での選挙運動を禁止する。
(LINE、SNS等での選挙運動なども含む。)

4. 選挙運動はすべて選挙管理委員会の許可のもとに行い、違反した場合は立候補を取り消す。

第8条 投票方法については、次のように定める。

1. 身分証明書を持参し、投票前に選挙管理委員に提示する。
2. 所定の投票用紙で投票し、即日開票する。
3. 会長は1名、その他役員は6名に、必ず○をつけることを原則とする。
4. 上記を満たしていない投票用紙については無効票とする。

部活動について

1 部活動についての考え方

- (1) 生徒をスポーツや文化に親しませるとともに、体力の保持増進、人間力を育成するための部活動を推奨する。
- (2) 部活動は、生徒の自主的・自発的な活動の場とする。
- (3) 活動は、東海市の部活動ガイドラインをもとに、各部活動の方針に従って行う。

2 部活動の種類

運動部	文化部
野 球	吹奏楽
サッカー	美 術
バスケットボール	コンピュータ
バレーボール	合 唱
ソフトテニス	
卓 球	
剣 道	

3 部活動のきまり

(1) 持ち物に関すること

- ・基本的に学校生活に準ずる。学校生活で不要物（携帯電話、化粧品等）とされているものは持ってこない。
- ・対外試合等で電車を使用するなどお金を持つてくる場合は、電車賃以上のお金を持つてこない。
- ・部活動で使用するものは記名したり、鍵の閉まる部屋で保管したりするなど管理の徹底をする。
(ラケット、竹刀、シューズ等)

(2) 応援生徒について

- ・学校会場の場合は制服や体操服で行く。学校会場以外の場合にはその必要はない。
- ・部活に参加している生徒との不必要な接触は避ける。
- ・会場内では携帯電話及びスマートフォンを出さない。

(3) その他

- ・特別な事情で携帯電話を持ってくる場合は保護者から顧問に連絡をし、顧問に終日預かってもらう。
- ・活動に欠席をするときは、平日の活動は自分から顧問の先生へ直接伝える。休日は保護者から e メッセージまたは電話で連絡する。

体育館使用心得

- 1 使用目的をはっきりし、必要以外は使用しない。授業、部活動で使用する場合は教師の監督を必要とする。
- 2 体育館専用シューズをはいてから入館する。
- 3 危険性の多い行為や、建物、施設を汚損するおそれのある行為は禁止する。
- 4 ミーティングルームの入室は禁止する。
- 5 館内の器具は、すべて担当教師の指導のもとに使用する。(照明器具なども含む)
- 6 器具を運搬する際、必ず持ち上げ、ひきずらないように注意する。
- 7 部活動での専用シューズは屋外用と区別する。
- 8 使用後は必ず清掃、戸締りをする。
- 9 体育館を平常使用する部活動は、バスケットボール、バレーボールとする。
その他の部活動が使用したいときは許可を得る。
- 10 器具室に保管する部活動の器具、ボールなどは、部活動で責任をもって整理整頓をする。

東海市子どものいじめ防止宣言

「いじめる人」にならない、「いじめる人」を出さないために
一人一人の個性を尊重し、互いに認め合い、思いやりのある行動をします。

「いじめられる人」にならない、「いじめられる人」を出さないために
伝えないと伝わらない、言わないと届かない。一瞬の勇気、一生の後悔。

「いじめをはやしたてる人」にならない、「いじめをはやしたてる人」を出さないために
いじめの種、一人の勇気で笑顔の花に。

「いじめを見て見ぬふりをする人」にならない、「いじめを見て見ぬふりをする人」を出さないために
勇気を出して止めましょう。それが本当の「友達」です。

「子どもSOSほっとライン24」 Tel：052－261－9671（24時間）

子どもや保護者等がいじめの問題や、子どものSOSについて相談できるよう、夜間、休日を含めて24時間体制で、電話相談を実施しています。

※財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団が実施している「こころの電話」（10時00分～22時00分 年末年始を除く毎日）の相談を拡大し、夜間（22時00分～翌朝10時00分）も実施しています。

「ヤングテレホン県警察本部」 Tel：052－764－1611

（なやむより いろんないいことあるはずさ）

（月曜日～金曜日 9：00～17：00）

「よりそいホットライン」 Tel：0120－279－338

（つなぐ ささえる）

「チャイルドライン」 Tel：0120－99－777